

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員処務規程（平成19年愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

愛知県後期高齢者医療広域連合

監査委員 船 戸 淳

監査委員 稲 葉 民 治

第2条第4号中「愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」の次に「(平成19年広域連合条例第7号)」を加え、同条第5号中「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第2号）」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。